

## 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

## (1) 背景

平成28年3月31日に、舛添東京都知事、遠藤東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣及び森公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）会長の会談において、都、国及び組織委員会（以下「三者」という。）の役割分担等に係る事務的な協議を開始することで合意した。

この会談を受けて、同年4月6日に、東京都副知事、内閣官房副長官補及び組織委員会事務総長による事務的協議を行い、以降、実務者レベルで事務的な打合せ（以下「作業グループ」という。）を進めた。

## (2) 三者による作業グループについて

作業グループにおいては、役割分担の議論の前に、その前提として、まずは、オリンピック・パラリンピック大会にどのような業務があり、過去の大会の規模がどのくらいであったか、それを基にどのくらいの経費を見込むか、といった情報を三者で共有することとした。これらの情報のほとんどは、直接IOCとやり取りをする組織委員会が持っているため、組織委員会がこうした情報をもとに資料の作成、説明を行い、これに対して都及び国がその場で質問するという形式で進められた。したがって、都が資料を作成することはなく、また作成を求められることもなかった。また、議事次第に沿って出席者が発言する会議ではなく、ブレインストーミングのように行われたものであり、このやり方により、出席者全員の認識の共有化が図られ、次の議論につなげることができた。

大会経費については、当時、総額2兆円、3兆円などの数値が報道され、都民に混乱を生じさせることとなった。このため、三者それぞれが情報管理を徹底することとし、局長などごく少数の上位職層の者に出席者を限定するとともに、開催日程や場所についても厳格な情報管理を行った。さらに、組織委員会が作成し、説明に使用した資料は、組織委員会の事務方が事務的に検討している段階の組織委員会においても未成熟な情報であることから、机上配布として打合せ後に回収された。また、都は同様の理由により議事録、議事要旨等の資料は作成しないこととした。

なお、東京都情報公開審査会の答申（平成30年11月15日付答申第841号）に記載されている58枚の手書の書面については、作業グループに出席した職員が、自らの備忘のために手書で取った記録であり、組織共用したものではないため、情報公開条例における公文書には当たらない。

## (3) V1予算の発表等

平成28年10月18日、小池東京都知事とバッハIOC会長が会談し、三者にIOCが入った四者による作業部会（テクニカルワーキンググループ）において、コストに関して見直していくこととした。この作業は同年12月まで続き、同月21日に組織委員会が発表したV1予算においては、総額と組織委員会の負担額は示されたものの、都や国などの主体ごとの負担額は示されなかった。すなわち、ここまでの取組は、組織委員会が中心となって、経費縮減に向けた経費精査の作業を行ってきたものであり、役割分担、経費負担の議論は、今後の取組に委ねられることとなった。